

議案第31号

那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等
に関する条例の一部改正について

那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年3月那須烏山市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項の規定により条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>1年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、<u>2年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 短期大学等において<u>機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 高等学校等において<u>機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) <u>5年以上</u>水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学科若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項の規定により条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>において衛生工学又は水道工学に関する科目を修めて卒業した後、<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、<u>3年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「土木科又はこれに相当する課程」を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、<u>2年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) <u>10年以上</u>水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学科若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道</p>

<p>第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 外国の学校において、<u>第1号から第6号まで</u>に規定する課程に相当する課程<u>を、</u>それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道<u>を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第5条 法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については2年6箇月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p><u>工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第5条 法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条に規定する布設工事監督者に必要な資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>
--	--

<p>(4) 前条第1号、第3号及び<u>第5号</u>に規定する学校において<u>工学、理学、農学、医学及び薬学の課程</u>又はこれらに相当する課程以外の課程</p> <p>_____を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年6箇月以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については<u>3年6箇月以上</u>、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>4年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号</u>若しくは<u>第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項</u>の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、<u>6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項</u>及び<u>第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、<u>1年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(4) 前条第1号、第3号及び<u>第4号</u>に規定する学校において、<u>工学、理学、農学、医学及び薬学</u>に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>5年</u>以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については<u>7年</u>以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>9年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、_____第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。